

## 新型コロナウイルス感染症感染者等に対する差別等人権侵害を許さない会長声明

世界各地で感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、日本国内でも未だ収束の見通しが立たず、多くの方が感染の不安や生活の不安を抱えながら生活を送っています。

そうした中、感染者や回復者、その家族、感染者が確認された学校・施設・企業等に対する非難や嫌がらせ、SNS上での誹謗中傷、プライバシー侵害などが全国各地で多数生じ、宮崎県内でも相次いでいることが報道されています<sup>1</sup>。

こうした行為は、憲法が全ての人に保障する人格権やプライバシー権などの基本的人権を侵害し、個人の尊厳を脅かすものであり、決して許されません。加えて、非難や嫌がらせを恐れて感染の事実を隠すことにもつながりかねず、感染症予防の点からも深刻な問題を孕みます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は、過去にハンセン病などの感染症患者に対していわれのない差別が行われてきたことを歴史的教訓として、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。」と定めています。しかし現状は、ハンセン病問題の歴史的教訓が十分に生かされているとはいえない状況です。

2020年3月から4月にかけて実施された研究者グループの調査において、「感染する人は自業自得だと思うか」との問いに肯定的回答をした割合は、米国1%、英国1.49%、イタリア2.51%、中国4.83%に対し、日本は11.5%と最も高く、「全く思わない」と回答した割合は、他の4カ国が60~70%台であったのに対し、日本は29.25%と最も低い結果だったとされています<sup>2</sup>。日本では、感染症についても「自己責任」の考えのもと、本来ケアや支援を必要とするはずの感染者や関係者が理不尽に責められる傾向があり、差別や人権侵害を有効に抑止できない人権擁護体制の脆弱さや人権意識の弱さが現れています。

私たちは、どんなに予防策を尽くしたとしても新型コロナウイルス感染症には誰もが罹患しうることを前提に、正しい知識を持ち、思いやりをもって支援する気持ちを忘れず、冷静に行動していくことが大切です。

当会は、新型コロナウイルス感染症感染者等に対する差別・偏見、誹謗中傷、排除などのあらゆる人権侵害行為が許されないことを宣言し、こうした人権侵害を抑止し、一人ひとりの基本的人権や個人の尊厳が守られるよう、法律相談や法的支援を通じて今後も全力で取り組んでいく決意を表明します。そして国及び自治体に対しては、新型コロナウイルス感染症感染者等に対する偏見・差別などの人権侵害を抑止し、全ての感染者やその関係者を支援し、誰もが安心して医療を受け生活できるための施策を講じることを求めます。

2021年（令和3年）2月17日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁子



<sup>1</sup> 2021年1月18日付け宮崎日日新聞参照

<sup>2</sup> 三浦麻子・大阪大学教授らの研究グループの調査、2020年6月29日読売新聞参照